別記様式第二号

広委○○○

備考　各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

（１）○○○の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。

（２）大きさは１２センチメートル大以上、太さは２．４センチメートル以上、間隔は３．２センチメートル以上とする。

（３）文字及び数字は黒色とする。

（４）船舶の規模によっては、二段書きによる承認番号の表示も可とする。

（記載例１）　（記載例２）

広委１００２　　広委
１００２

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

令和八年二月二十六日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会　会長　田中　栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による有明海がざみたも網その他すくい網の採捕禁止期間に係る委員会指示

1　指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条第一項に規定する有明海において、令和八年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十六号

漁業法第百二十一条第一項の規定に基づき、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十六日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会　会長　田中　栄次

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　定義 （略） 二　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 （略） 三　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 1　遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を、次に掲げる期間ごとに、一人一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 ㈠　四月及び五月 ㈡　六月及び七月 ㈢　八月及び九月 ㈣　十月及び十一月 ㈤　十二月及び一月 ㈥　二月及び三月 2　（略） 3　（略） 四　報告 （略） 五　指示の有効期間 （略） 六　その他 （略）	一　定義 （略） 二　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 （略） 三　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 1　遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 2　（略） 3　（略） 四　報告 （略） 五　指示の有効期間 （略） 六　その他 （略）